

つくば市一般廃棄物処理基本計画
(生活排水処理編)

平成19年度～33年度

平成20年1月

つくば市

《 目 次 》

第 1 章 計画概要

第 1 節 計画策定の背景	1
第 2 節 一般廃棄物処理基本計画の位置付け	2
第 3 節 計画策定の目的	3
第 4 節 生活排水処理に係る理念及び目標	3
第 5 節 計画の期間	4
第 6 節 生活排水処理施設整備の基本計画	4

第 2 章 基礎的事項

第 1 節 地域の概況	
1 - 1 本市の現況	8
1 - 2 気象の状況	9
1 - 3 河川の状況	10
1 - 4 産業の状況	10
1 - 5 土地利用の状況	14
第 2 節 関係法令等	15

第 3 章 生活排水処理形態別人口の動向と将来推計

第 1 節 計画処理区域内人口の推計	
1 - 1 将来人口の推計	18
1 - 2 行政区域内人口の予測	18
1 - 3 開発人口	19
1 - 4 将来人口の予測結果	19
第 2 節 処理形態別人口の推計	
2 - 1 生活排水処理形態別人口	21
2 - 2 下水道人口の設定	22
2 - 3 計画収集人口の推計	24
2 - 4 浄化槽人口の推計	24
2 - 5 農業集落排水施設人口の設定	25
2 - 6 処理形態別人口の推計（まとめ）	26

第3節	し尿・浄化槽汚泥発生量の推計	
3 - 1	し尿量の推計	27
3 - 2	浄化槽汚泥量の推計	29
3 - 3	し尿・浄化槽汚泥量の予測結果（まとめ）	31

第4章 生活排水処理基本計画

第1節	計画策定にあたっての検討事項等	
1 - 1	既存施設及び既存計画との整合性の検討	32
1 - 2	地域環境保全効果の検討	33
1 - 3	経済的要因の検討	34
1 - 4	社会的要因の検討	35
1 - 5	投資効果発現の迅速性の検討	35
1 - 6	将来見通しの検討	36
1 - 7	課題の整理	38
第2節	基本方針	
2 - 1	生活排水の処理目標	40
2 - 2	生活排水処理形態別人口の内訳	41
2 - 3	生活排水の基本方針	42
第3節	生活排水処理施設と事業制度	42
第4節	生活排水の現況と将来計画	
4 - 1	生活排水の処理主体	44
4 - 2	生活排水の処理フロー	44
4 - 3	生活排水処理施設の整備方針	46
第5節	し尿・浄化槽汚泥の処理計画	
5 - 1	し尿・浄化槽汚泥の現況	47
5 - 2	汚泥の再利用計画	47
5 - 3	収集・運搬計画	48
5 - 4	中間処理計画	50
5 - 5	最終処分計画	53
第6節	処理計画達成のための施策	
6 - 1	市民に対する広報・啓発活動	54
6 - 2	排水に関する事項	57

第1章 計画概要

第1節 計画策定の背景

本基本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項及び第2項によって規定されている計画を策定するものであり、つくば市（以下「本市」という）における生活排水処理の現状把握並びに将来予測について総合的な観点から適正な処理計画を定めるものである。

本基本計画は特に生活雑排水対策として合併処理浄化槽の普及等を予測すると同時に、下水道整備計画との整合性を考慮して、目標年次における生活排水の種類別・処理主体別に生活排水処理体系全体の調整を図り、長期的展望に立って処理方法及び処理施設の選択等の施策を総合的に定めることを目的とする。

なお、本基本計画に定めるべき事項については、旧厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知（平成2年10月8日付け衛環第200号）に示されており、本通知に準拠した計画の策定を行うものとする。

（注：本文のゴシック表記文字は、「用語の解説（資料編P17～P19）」を参照のこと）

第2節 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

生活排水処理編は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づく「一般廃棄物処理計画」のうち、中長期の計画的な生活排水処理の推進を図るための基本方針を示す「生活排水処理基本計画」としての位置付けを有するものである。

また、本市が「地方自治法」に基づき策定する「基本構想」「基本計画」等の総合計画や環境基本計画等は本計画の上位計画として位置付けられ、それらの計画と整合が図られなくてはならない。

計画の位置付けを以下に示す。

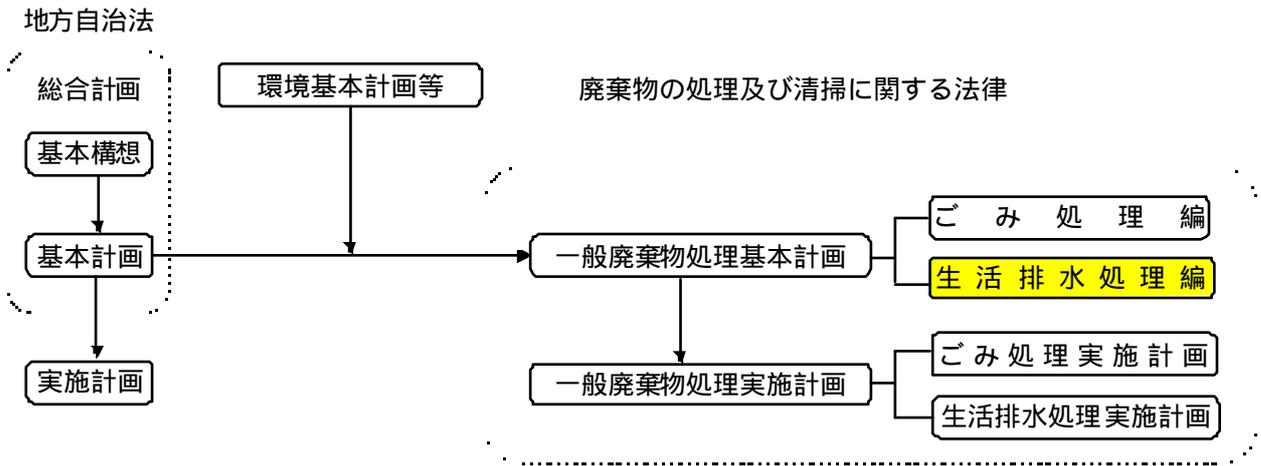


図1-2-1 計画の位置付け

第3節 計画策定の目的

本基本計画は、本市において最も有効かつ適切に、それを実現していくための基本施策の方向性を示すものであり、計画策定の目的を以下のように定める。

本市は茨城県の南西部に位置し、「筑波研究学園都市」を中心に早くから宅地開発とともにインフラ整備が進められてきた反面、立ち遅れている地域も所々にあった。

しかしながら、現在に至っては「筑波研究学園都市」区域外においても、下水道整備が着実に実施されており、地域格差の是正が進んでいる。

一方、地域によっては下水道整備以外に他の施設整備の対応が必要な場合もあり、地域に適した生活排水対策を講じる必要がある。

このような背景から本市では、森林や自然環境の保全と、公共用水域における生活排水による水質の汚濁を防止するために、下水道整備以外に合併処理浄化槽の普及をはじめとした生活排水対策を推進している。

生活排水処理基本計画は、生活排水（し尿・浄化槽汚泥及び生活雑排水）の処理について、本市の中長期にわたる基本的な施策の方向性を示すものであり、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的とする。

第4節 生活排水処理に係る理念及び目標

本市の生活雑排水の処理は、その大半が下水道によるものだが、概ね1割強の家庭では合併処理浄化槽で処理しており、その割合も徐々に増えてきてはいるものの、一部は未処理のまま水路・河川等に排出されている形態（単独処理浄化槽の場合）も残っており、周辺の河川・湖沼の水質に影響を及ぼしている。

本市域は水郷筑波国定公園の風光明媚な観光地でもあり、また、霞ヶ浦・牛久沼や利根川流域の上流に位置することを考慮して、水質の汚染や富栄養化を防止するためにも確実な生活排水対策が必要である。特に霞ヶ浦は湖沼水質保全特別措置法の対象湖沼であり、霞ヶ浦水質保全計画における諸施策の整合も踏まえなければならない。

したがって、本市における河川・湖沼への生活排水対策は必須であり、本市が生活排水処理施設の整備を進めていくことは、本市のみならず近隣市町においてもその事業効果の及ぶところは大きい。

前記のような事項を踏まえて、生活排水処理に係る理念、目標を次のように定めるものとする。

< 生活排水処理に係る理念・目標 >

生活排水処理の重要性を十分に認識し、生活排水処理施設の一層の整備推進に努めるとともに、啓発活動等を通じて各家庭からの発生源対策を充実させることにより、公共用水域とりわけ霞ヶ浦及び牛久沼の水質環境基準の達成と身近な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを生活排水処理の目標とする。

数値目標としては、生活排水処理率 を平成25年度までに90%、平成33年度までに99%とする。

：生活排水処理率とは、下水道や合併処理浄化槽等によって生活排水を適正に処理している人口に対する総人口の占める割合である。

$$\text{生活排水処理率(\%)} = \frac{\text{水洗化・生活雑排水処理人口(下水道水洗化人口+合併処理浄化槽人口)}}{\text{総人口(住民基本台帳人口+外国人登録人口+開発人口)}} \times 100$$

第5節 計画の期間

本基本計画の期間は平成19年度から平成33年度までの15年間とする。

なお、本基本計画は、概ね5年ごとに見直すものとし、その他生活排水に関する諸条件に大きな変動があった場合にも5年後に限らず見直すものとする。

また、本基本計画を効果的に運用していくために、中間目標年次を設定する。中間目標年次は諸条件を考慮し、平成25年度とする。

第6節 生活排水処理施設整備の基本計画

(1) 下水道

下水道（下水道には主に流域下水道・市単独の公共下水道及び特定環境保全公共下水道がある）は、生活環境の改善、河川・湖沼の水質保全等、快適な生活環境の確保のために必要不可欠な施設であるが、市町村や一部事務組合等の範囲で単独に計画を検討するだけでは不十分であるため、茨城県では流域別下水道整備総合計画を策定している。

これらの計画は、水系を一体的に捉え、水利用の現況や、環境基準の達成の緊急

度なども考慮した最も合理的かつ総合的な下水道整備総合計画を策定し、それに基づいた個々の下水道事業を推進することを目的としており、県下を8つのブロックに分け、それぞれに計画的な整備が進められている。

このうち、本市においても流域別下水道整備総合計画を上位計画として、これに整合するように市の下水道整備計画（流域関連公共下水道整備計画及び流域関連特定環境保全公共下水道）を策定しており、これらの計画に基づいて管渠等の整備が進められている。

表1-6-1 本市の下水道普及状況

年度	行政区域		下水道処理区域内		下水道普及率 (B) / (A) = %
	面積(ha)	人口(A)	面積(ha)	人口(B)	
平成9年度	28,407	179,019	5,027.3	114,787	64.1
平成10年度		180,476	5,164.3	117,588	65.2
平成11年度		181,548	5,320.1	121,769	67.1
平成12年度		182,788	5,465.5	127,854	69.9
平成13年度		183,696	5,759.7	132,160	71.9
平成14年度		184,876	5,906.2	136,389	73.8
平成15年度		186,674	6,006.4	138,066	74.0
平成16年度		188,391	6,090.8	140,592	74.6
平成17年度		191,750	6,288.8	145,097	75.7
平成18年度		194,740	6,463.8	148,798	76.4

(資料：都市建設部下水道事務所)

注1：行政人口には外国人登録人口は含んでいない。

注2：上記の下水道処理区域には市の公共下水道（流域関連）、特定環境保全公共下水道（流域関連）も含む。

表1-6-2 本市における下水道の種類と処理実績（平成18年度）

下水道の種類	処理区域内人口	整備内容
公共下水道 (流域関連)	121,077人	公共下水道のうち、市街化区域における下水を排除し、または処理するために市が管理する下水道で、本市の場合は終末処理場はなく、流域下水道に接続している。
特定環境保全公共下水道 (流域関連)	27,721人	公共下水道のうち、市街化区域以外で、農山漁村の主要な集落及び湖沼周辺等において、環境保全のために緊急に実施する必要があるものとして整備される。

(2) 合併処理浄化槽

下水道普及率は現在約7割強である。今後も引き続き下水道の整備促進を図ると共に、生活排水対策の充実を図るため、公共下水道事業認可区域外においては、**高度処理型合併処理浄化槽**の普及を促進していく必要がある。

平成15年10月に閣議決定された国の廃棄物処理施設整備計画では、「浄化槽処理人口普及率」を11%（平成19年度）とすることが目標となっている。本市においては平成18年度末現在、総人口201,781人（住民基本台帳人口+外国人登録人口）に対し合併浄化槽処理人口は25,036人であり、浄化槽処理人口普及率は12.4%で既に国の目標値をクリアしている。

本市においては、平成15年度からは高度処理型合併処理浄化槽の補助を推進しており、平成16年度以降は全て高度処理型合併処理浄化槽である。

今後も引き続き河川・湖沼の水質汚濁を防止するため、公共下水道事業認可区域外においては高度処理型合併処理浄化槽の設置を呼びかけ、高度処理型合併処理浄化槽の設置者に対しては引き続きその設置費用の一部を補助していく。

(注：本文では以降合併処理浄化槽を表記した場合、高度処理型合併処理浄化槽も含むものとする)

表1-6-3 合併処理浄化槽補助実績

年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
補助基数	146基 -	109基 (1)	76基 (76)	66基 (66)	62基 (62)

(資料：環境課)

注：上段は全補助数 下段()は高度処理型合併処理浄化槽

(3) 単独処理浄化槽

単独処理浄化槽については、浄化槽法の改正（平成13年4月1日施行）により浄化槽の定義から削除されたため、今後新設する浄化槽としては合併処理浄化槽の設置が原則として義務付けられたことになる。ただし、維持管理などについては従来の規制を継続する必要があることから、既設単独処理浄化槽については法改正後においても浄化槽法上の浄化槽とみなすことになっている。

既設単独処理浄化槽を使用する者は、原則として合併処理浄化槽への設置替えまたは構造変更に努めなければならないとされている。

(4) 農業集落排水施設

本市では、現在農業集落排水施設はなく、将来的についても同施設整備の計画は現在のところ予定していない。

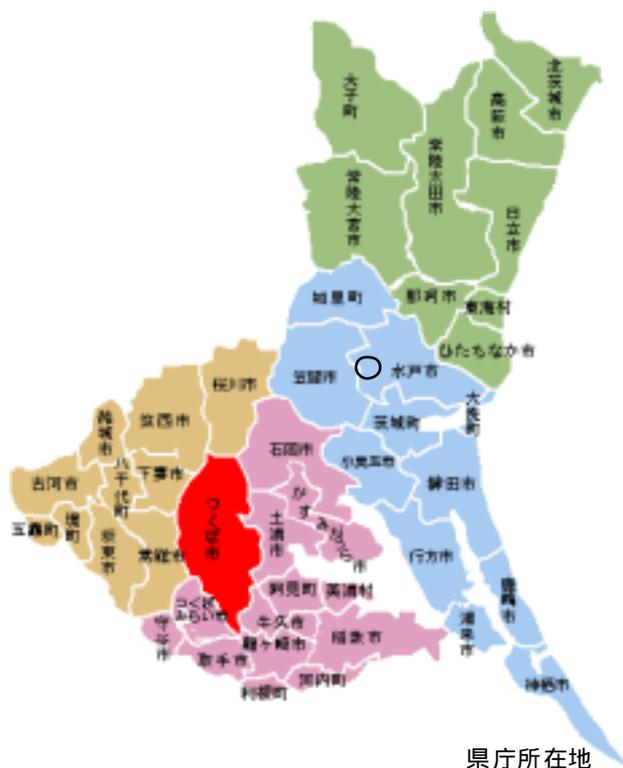
第2章 基礎的事項

第1節 地域の概況

1-1 本市の現況

本市は、茨城県の南西部に位置し、県庁所在地水戸市から南西に約50km、首都東京から北東に約50km、成田国際空港（成田市）から北西に約40kmの距離に位置している。面積は284.07km²で、県内で4番目の広さになっている。

北に関東の名峰筑波山を擁し、東には我が国第2位の面積を有する霞ヶ浦を控え、併せて水郷筑波国定公園に指定されている。



また、筑波山地域を除く市域の大部分は、筑波・稲敷台地と呼ばれる標高20～30mの関東ローム層に覆われた平坦な地形であり、南北に流れる小貝川・桜川・谷田川・西谷田川などの河川は、周辺の平地林・畑地あるいは水田等と一体となって落ち着いた田園風景を醸し出しており、これらの河川は霞ヶ浦や牛久沼に注いでいる。

図2-1-1 本市の位置

道路・交通網については、北部に国道125号線、南部に国道354号線、常磐自動車道及び首都圏中央連絡自動車道（一部開通）、南北に国道408号線が通っている。鉄道ではJR常磐線その他、平成17年8月につくばエクスプレスが開通し、首都圏への利便性が一層高まっている。

「筑波研究学園都市」は、最先端技術の集積地として世界から注目されており、筑波大学や宇宙航空研究開発機構筑波宇宙センターなど多くの研究・教育機関が立地している。

1 - 2 気象の状況

本市の気候は、年間平均気温は14前後と比較的温暖的な太平洋岸地域型気候であり、冬季の降水量は少なく、降雪は年2～3回程度と生活にほとんど影響を及ぼさない。また、「筑波おろし」と呼ばれる乾風は、筑波山南部地域の特徴となっている。

表2-1-1 気象の状況

年次	気温()			降水量 (mm)
	平均気温	最高(極値)	最低(極値)	
平成14年	14.2	35.9	-6.9	1,069.5
平成15年	13.6	33.8	-8.6	1,385.5
平成16年	14.8	37.3	-7.0	1,606.5
平成17年	13.7	34.4	-7.4	1,132.0
平成18年	14.2	34.6	-7.5	1,616.5

(出典：つくばアメダスデータより)

表2-1-2 気象状況(平成18年)

月	平均気温 ()	最高(極値) ()	最低(極値) ()	月間降水量 (mm)	最大風速 (m/s)	風向
1月	2.1	13.2	-6.8	53.5	10.0	西北西
2月	4.3	20.0	-7.5	88.0	11.0	北北西
3月	7.7	19.2	-2.9	66.0	11.2	西北西
4月	11.7	23.7	-1.9	90.5	12.1	西北西
5月	17.2	28.2	4.1	107.5	8.1	南
6月	20.8	31.1	13.1	131.0	6.5	南南東
7月	23.8	34.5	18.9	257.0	6.0	東
8月	25.7	34.6	18.4	54.5	5.4	南南東
9月	21.8	32.9	13.6	211.5	7.0	南
10月	17.3	26.0	8.3	265.5	10.1	西北西
11月	11.6	23.4	-0.3	111.5	9.4	南西
12月	6.4	18.9	-2.9	180.0	12.9	西

(出典：つくばアメダスデータより)

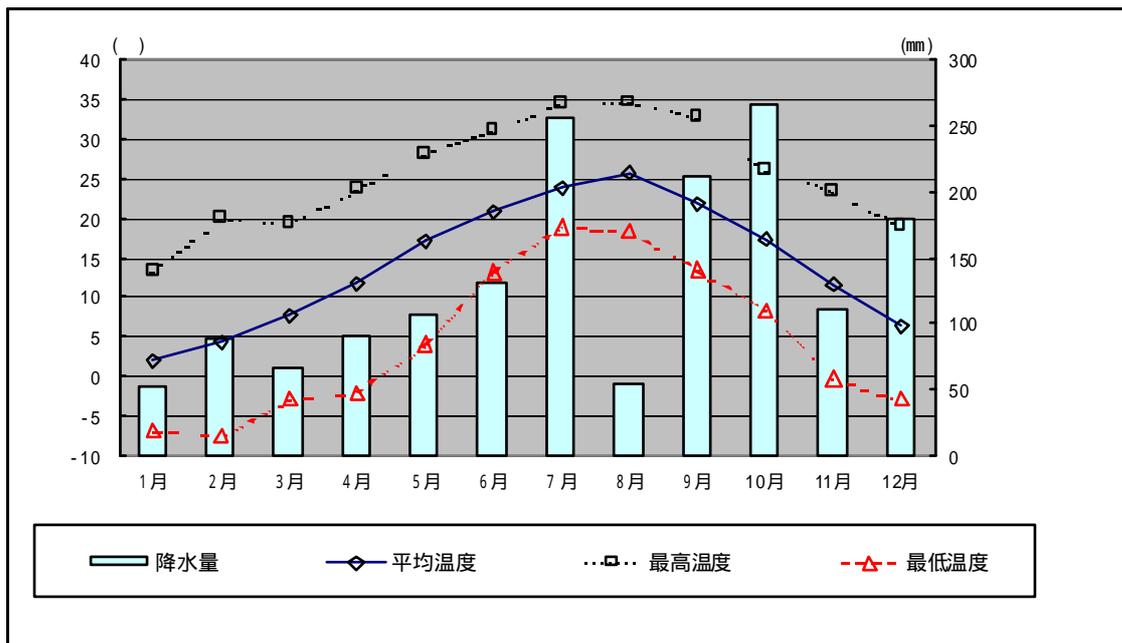


図2-1-2 気象状況（平成18年）

1 - 3 河川の状況

本市域を流れる主要な河川は、霞ヶ浦に注ぎ込む桜川，花室川及び小野川と，牛久沼を経て小貝川に注ぎ込む稻荷川，谷田川，蓮沼川及び西谷田川の系統があり，いずれの河川も流下後，利根川に流入している。詳細は資料編（P 5）参照のこと。

1 - 4 産業の状況

本市の産業構造としては，第1次産業は減少傾向が著しく，第2次産業は横ばい，第3次産業は大幅な増加をしており，平成17年度では全就業者の約73%が第3次産業に携わっている。

表2-1-3 産業3部門就業者の割合 各年10月1日現在（単位：人，%）

年	総数	第1次産業		第2次産業		第3次産業		産業分類	
		総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比	不能	構成比
昭和60年	70,194	12,129	17.3	16,275	23.1	41,679	59.4	116	0.2
平成2年	81,513	9,294	11.4	20,218	24.8	51,798	63.5	233	0.3
平成7年	90,328	7,227	8.0	20,995	23.2	61,506	68.1	640	0.7
平成12年	92,615	5,388	5.8	20,169	21.8	64,971	70.1	2,084	2.3
平成17年	94,455	4,290	4.5	17,809	18.9	68,602	72.6	3,754	4.0

(出典：国勢調査結果報告書)

(1) 農 業

本市の農業は、つくばエクスプレスや首都圏中央連絡自動車道の一部開通に伴い、都市化、混住化が進む中で農地が年々減少しているものの、農業粗生産高は米、芝、野菜、畜産を中心に堅調に推移している。特に筑波山麓に作付けされる米はブランド化され人気の高い商品となっているほか、芝は日本一の作付面積を有している(2,245ha 平成10年度農業基本調査)。さらにブルーベリーの振興に取り組んでいる。

平成17年において専業農家615戸、第1種兼業農家525戸、第2種兼業農家3,981戸、総農家数5,121戸であったが、この20年間で農家数及び耕地面積は減少を続けており、特に第1種兼業農家が約4分の1に激減している。

表2-1-4 農家数及び耕地面積の推移

年	農 家 数				合計 耕作地面積
	総数	専業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家	
昭和60年	10,084戸	783戸	2,262戸	7,039戸	10,503 ha
平成2年	9,444戸	685戸	1,314戸	7,445戸	9,767 ha
平成7年	8,762戸	625戸	1,243戸	6,894戸	9,451 ha
平成12年	7,912戸	553戸	585戸	6,774戸	8,098 ha
平成17年	5,121戸	615戸	525戸	3,981戸	7,211 ha

(出典：農林業センサス)

表2-1-5 農業粗生産額の推移 (単位：千万円)

年	農 業 産 出 額													養蚕
	計	耕 種								畜 産				
		米	麦類	雑穀 豆類	芋類	野菜	花き	工芸 農作物	苗木 その他	肉用牛	乳用牛	豚	鶏	
平成6年	1,930	669	34	11	24	420	562	7	2	54	37	66	15	1
平成9年	1,615	555	28	19	25	425	377	6	3	49	29	55	16	-
平成12年	1,382	507	19	21	25	388	269	4	6	X32	X11	X49	X13	-
平成15年	1,509	622	22	23	25	348	354	4	6	22	13	34	11	-
平成17年	1,394	497	19	24	19	417	291	4	5	24	12	43	9	-

(出典：茨城県農林水産統計年報)

注：Xの表示は茎崎地区の数値が秘匿

(2) 工業

本市には我が国の約30%にあたる政府系試験研究機関が立地し、市内8カ所の工業団地(120社超)も含め、研究開発機能を核とした先端技術産業地域を形成している。また、産業支援機関等の連携を促進し、つくばの産業集積効果を生かした産業活性化を図るため「つくば産業戦略ビジョン」(平成14年度策定)の具現化を目指し、積極的な産業振興を図っている。

市内の事業所数及び従業者数は年々減少しているものの、製造出荷額等は順調に増加している。

表2-1-6 事業所数及び製造品出荷額等の推移

年	事業所数 (カ所)	従業者数 (人)	製造出荷額等 (万円)
平成4年	465	8,663	24,710,388
平成7年	390	8,093	25,078,068
平成10年	370	8,927	35,403,003
平成13年	204	8,410	33,291,488
平成16年	169	8,045	35,338,439

(出典:工業統計調査結果報告書)

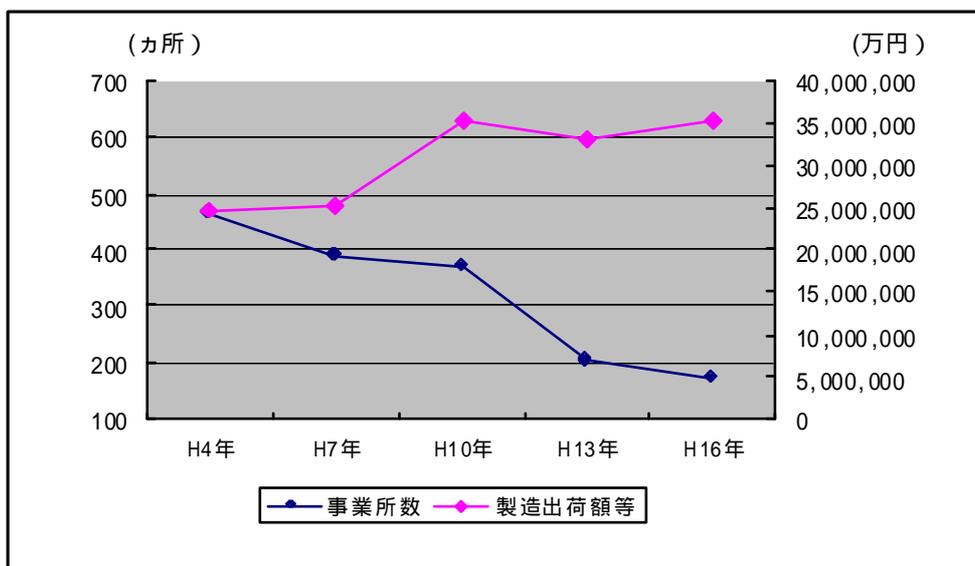


図2-1-3 事業所数及び製造品出荷額等の推移

(3) 商業

本市の商業は学園都市中心地区に立地している複数の大型店を中心とした広域の商業拠点として、自立した商圈を形成している。一方、新市街地にあたるテクノパーク桜や筑穂地区、国道354号線沿い等にも近年大型店舗の立地が相次いでいる。

市内の商店数、従業者数及び年間商品販売額を以下に示す。

表2-1-7 卸売業及び小売業の年間販売額等の推移

年	卸 売 業			小 売 業		
	商店数	従業者数	年間販売額	商店数	従業者数	年間販売額
	(カ所)	(人)	(百万円)	(カ所)	(人)	(百万円)
平成 6年	370	3,501	214,449	1,535	8,011	189,569
平成 9年	400	3,394	250,722	1,581	9,667	221,485
平成11年	468	4,062	429,520	1,591	10,976	215,537
平成14年	425	3,904	522,070	1,516	11,232	207,183
平成16年	442	3,968	487,785	1,572	11,649	207,036

(出典 統計つくば)

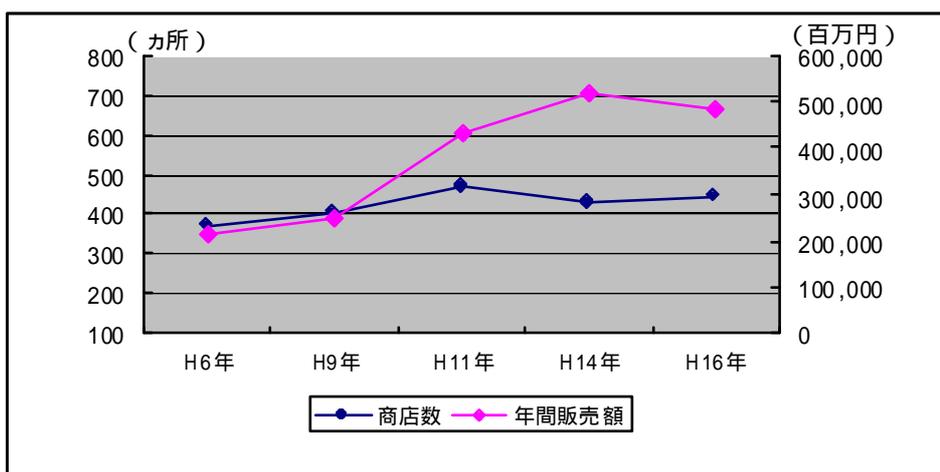


図2-1-4 卸売業の年間販売額等の推移

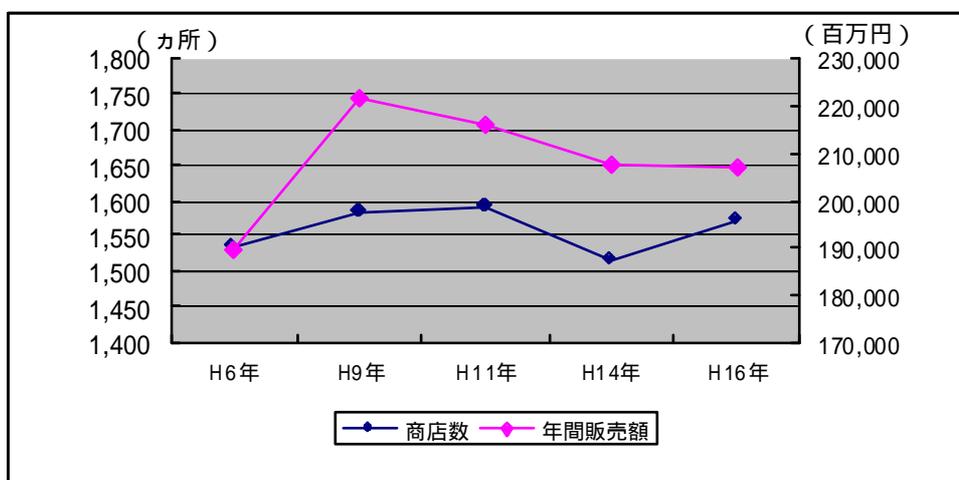


図2-1-5 小売業の年間販売額等の推移

1 - 5 土地利用の状況

最近の7年間をみると，田，畑及び山林が減少し，宅地が増加している。

表2-1-8 地目別面積 (単位：千㎡)

	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
平成12年	48,128	71,840	51,958	52,702	2,089	14,430	42,923
割合	16.9%	25.3%	18.3%	18.6%	0.7%	5.1%	15.1%
平成13年	47,943	71,067	53,350	52,457	2,042	14,634	42,577
割合	16.9%	25.0%	18.8%	18.5%	0.7%	5.1%	15.0%
平成14年	47,842	70,652	53,858	52,077	1,995	14,931	42,715
割合	16.8%	24.9%	19.0%	18.3%	0.7%	5.3%	15.0%
平成15年	47,891	70,725	54,438	52,305	2,007	15,147	41,557
割合	16.9%	24.9%	19.2%	18.4%	0.7%	5.3%	14.6%
平成16年	47,807	70,214	54,735	52,170	2,002	15,553	41,589
割合	16.8%	24.7%	19.3%	18.4%	0.7%	5.5%	14.6%
平成17年	47,644	70,065	55,164	51,932	1,971	15,714	41,580
割合	16.8%	24.7%	19.4%	18.3%	0.7%	5.5%	14.6%
平成18年	47,478	68,989	56,058	51,446	1,938	16,082	42,079
割合	16.7%	24.3%	19.7%	18.1%	0.7%	5.7%	14.8%

(出典：資産税課「固定資産概要調書」各年1月1日現在)

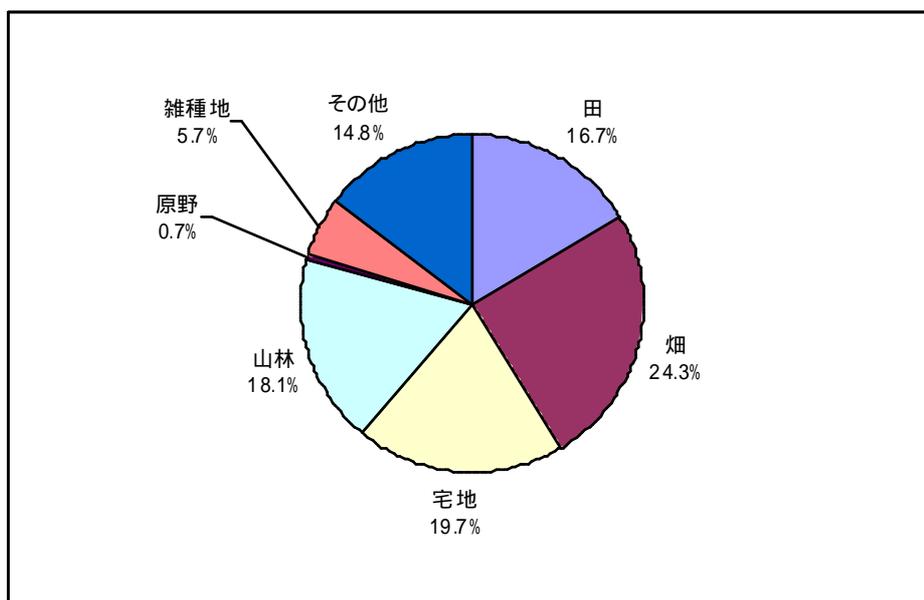


図2-1-6 地目別面積 (平成18年)

第2節 関係法令等

本基本計画の策定にあたり，特に関連のある主な法律を以下に示す。

<環境基本法>

この法律は，環境の保全について，基本理念を定め，並びに国，地方公共団体，事業者及び国民の責務を明らかにするとともに，環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより，環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し，もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

また，この法律は，法形式としては一般の法律と同じで，他の法律の上位法ではないが，実質的には，その対象分野において他の法律に優位する性格を持ち，他の法律が誘導される関係となる。

なお，**環境基準**は環境基本法によって規定されている。

<廃棄物の処理及び清掃に関する法律>

この法律は，廃棄物の排出を抑制し，及び廃棄物の適正な分別，保管，収集，運搬，再生，処分等の処理をし，並びに生活環境を清潔にすることにより，生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

し尿及び浄化槽汚泥は一般廃棄物となるため，収集，運搬，処理，処分にあたっては，この法律の適用を受ける。なお，本生活排水処理基本計画は，この法律の第6条の規定に基づき策定されるものである。

また，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」が平成14年12月1日から施行され，この改正によって，産業廃棄物の明確化やし尿等の海洋投入処分の禁止及び委託契約書の保存義務の追加等が定められた。

<下水道法>

この法律は，流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道，流域下水道及び都市下水路の設置，その他管理の基準等を定めて，下水道の整備を

図り、もつて都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

なお、下水道法には、水洗便所への改造義務等（第 11 条の 3）も定められている。

<浄化槽法>

この法律は、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格を定めること等により、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

浄化槽汚泥の引き抜き清掃は、浄化槽法によって浄化槽の種類ごとに回数が定められている。また、浄化槽法第 3 条では、下水道、し尿処理施設で処理する以外は、浄化槽で処理した後でなければ、し尿を公共用水域に放流してはならないと規定している。

<都市計画法>

この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

都市計画法第 11 条により、都市計画区域における都市施設として必要なものを定めるものとされており、上下水道やし尿処理施設等が対象の都市施設となっている。

<水質汚濁防止法>

この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出（排出基準）及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図り、もつて国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人

の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

なお、し尿処理施設、下水道終末処理場、処理人員が500人を超える浄化槽は、水質汚濁防止法による特定施設に該当するため、法の適用を受けることとなる。

< 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法 >

この法律は、下水道の整備等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずることにより、業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資することを目的とする。

以上に関係法令として、本基本計画に関連する主な法律等を示した。

本基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に準拠する計画であるが、策定にあたっては、上記の法律及び施行令、施行規則並びに関係する県、市の条例等との関連について十分に留意するものである。

